

中土佐町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中土佐町補助金等交付規則（平成18年中土佐町規則第37号。）第20条の規定に基づき、中土佐町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付目的)

第2条 町は、新型コロナウイルス感染症による全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染急拡大に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

(申請要件)

第3条 給付金の申請要件は、次の（1）から（7）までの全ての要件を満たす事業者（（7）を除き、以下「申請者」という。）とし、申請者は算定の対象とする月を1回のみ選択することができ、給付金はその申請に応じて給付するものとする。ただし、給付金の給付は、同一の申請者に対して1回に限るものとする。

（1）町内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる事業者で、中堅企業、中小企業その他の法人（以下「中小法人等」という。）及びフリーランス等を含む個人事業者であること。ただし、中小法人等については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③から⑤までに該当しないこと。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ③国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ④政治団体
- ⑤宗教上の組織若しくは団体

（2）令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受けたこと。

（3）対象期間は令和4年1月から3月までの間のいずれかの1か月とし、対象期間の事業収入（売上）が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していること。

（4）対象期間において、高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金の給付を受けていること。

（5）令和4年2月10日付けの営業時間短縮要請の対象事業者（以下「時短要請対象事業者」という。）にあつては、対象施設全てについて要請事項に協力し、申請した月に係る該当施設の高知県営業時間短縮要請協力金を受給していること。

なお、時短要請対象事業者については、対象期間を令和4年2月に限って申請を可能とする。

- (6) 令和4年1月以降の感染拡大に伴う新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金（以下「雇用維持給付金」という。）の対象事業者にあつては、対象期間が雇用維持給付金の申請に係る月と同月の場合のみ、申請を可能とする。
- (7) 申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表1に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

（給付額）

第4条 給付金の額は、対象期間の事業収入（売上）における、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比での減少額から事業復活支援金支給相当額（別表2）及び高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付額を差し引いた額と給付上限額とを比較して少ない方の額とする。

なお、給付金の上限額は75万円とする。

- 2 給付上限額は別表3の計算式により算定した額とする。
- 3 千円未満は切り捨てとする。
- 4 平成31年1月2日以降に創業した場合（創業特例）の取扱いは別表4で定めるものとする。

（給付金の給付の申請）

第5条 給付金の給付の申請をしようとする事業者は、別表5で定める申請書その他の関係書類を町長に提出しなければならない。

- 2 申請受付期間は令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）までとする。なお、申請書類を郵送で提出する場合は、受付締切日当日消印有効とする。
- 3 個人事業者の事業継承の取扱いについては別表7に定めるとおりとする。

（給付金の給付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定により給付金の給付の申請があつた場合、その内容を調査し、適当であると認めたときは、速やかに給付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が別表1に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による給付金の給付を決定したときは、事業者に対して給付金を給付するものとし、その内容を書面により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により給付の申請の内容を調査した結果、不相当であると認めたときは、不給付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第7条 町長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入検査等」という。)ができる。

- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付金の給付の決定の取消し)

第8条 町長は、第6条第2項の規定により給付金の給付を行った場合において、立入検査等の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表1に掲げるいずれかに該当したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条で定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (3) 申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
- (4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、町長の指示に従わなかったとき。

- 2 町長は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定に基づく給付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パ

ーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第11条 給付金の給付又は事業者に関して、中土佐町情報公開条例（平成18年中土佐町条例第12号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第3条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体又は第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2（第4条関係）

事業復活支援金支給相当額は、給付金の対象期間に係る売上減少額（注）と下表の上限額のいずれか低い額とする。

事業復活支援金支給相当額の上限額（1か月相当）

売上高減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
30%以上 50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円

※上限額は、上の表のとおり、個人事業者は売上高減少率に対応して2パターン、法人は年間売上高と売上高減少率に対応して6パターンとなります。

別表3（第4条関係）

給付上限額の計算式

A：平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、対象期間と同月の売上高

B：平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、Aで選択した対象期間と同月の営業日数

$$(A \div B) \times 0.3 \times 10 = \text{給付上限額 (注)}$$

(注) 算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とする。(千円未満の端数切り捨て)

なお、申請書では以下の簡略化した計算式を用いるものとする。

$$A \times 3 \div B = \text{給付上限額}$$

※端数処理を統一するため計算順序を入れ替える。

【例】 $1,000,000 (A) \div 30 (B) \times 3 = 99,999$

※入れ替え後： $1,000,000 (A) \times 3 \div 30 (B) = 100,000$